

新 旧 対 照 表

福祉部高齢福祉課

現 行	改 正（案）
目次 第 1 章 （略） 第 2 章 基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準（第 4 条—第34条の 2） 第 3 章から第 6 章まで （略） 付則 （緊急時等の対応） 第25条 特別養護老人ホームは，現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため，あらかじめ，第13条第 1 項第 2 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 （新設） （施設長の責務） 第26条 （略） 2 施設長は，職員に第 9 条から第11条まで，第14条から前条まで及	目次 第 1 章 （略） 第 2 章 基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準（第 4 条—第34条の 3） 第 3 章から第 6 章まで （略） 付則 （緊急時等の対応） 第25条 特別養護老人ホームは，現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため，あらかじめ，第13条第 1 項第 2 号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て，当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 2 特別養護老人ホームは，前項の医師及び協力医療機関の協力を得て，1 年に 1 回以上，緊急時等における対応方法の見直しを行い，必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 （施設長の責務） 第26条 （略） 2 施設長は，職員に第 9 条から第11条まで，第14条から前条まで及

び次条から第34条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (協力病院等)	び次条から第34条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (協力医療機関等)
第30条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	第30条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。
(新設)	(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
(新設)	2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
(新設)	3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型イン

		フルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
(新設)		4 特別養護老人ホームは，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
(新設)		5 特別養護老人ホームは，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
2 (略)	6 (略)	(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)
(新設)	第34条の3	特別養護老人ホームは，当該特別養護老人ホームにおける利用者の安全性を確保しつつ，業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。
(勤務体制の確保等)		(勤務体制の確保等)
第43条 (略)	第43条 (略)	
2 から 4 まで (略)	2 から 4 まで (略)	
(新設)	5	ユニット型特別養護老人ホームの施設長は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5 (略)

(準用)

第45条 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2及び第29条から第34条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第51条 第4条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第32条まで、第34条及び第34条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第55条 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条、第34条の2、第36条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

6 (略)

(準用)

第45条 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2及び第29条から第34条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第51条 第4条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第32条まで及び第34条から第34条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第55条 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条から第34条の3まで、第36条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- | | |
|--|--|
| | <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の水戸市特別養護老人ホーム基準条例（以下「新条例」という。）第30条第1項（新条例第45条、第51条及び第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。</p> <p>3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第34条の3（新条例第45条、第51条及び第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例34条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。</p> |
|--|--|